教　育　民　生　委　員　会　会　議　録

1　日　　時　令和８年３月 11 日（水曜日）

　　午前９時30分～午後０時02分

2　場　　所　委員会室

3　出席委員　末　永　義　美　委員長　　井　上　　敬　副委員長

　　三　好　睦　子　委　　員　　秋　枝　秀　稔　委　　員

　　戎　屋　昭　彦　委　　員　　藤　井　敏　通　委　　員

　　竹　下　　駿　委　　員

4　欠席委員　な　し

5　委員外出席議員

　　荒　山　光　広　議　　長

6　出席した事務局職員

　　岡　﨑　基　代　議会事務局長　　寺　埜　真　輔　議会事務局議事調査班長

　　中　島　高　輝　議会事務局庶務班長

7　説明のため出席した者の職氏名

　　志　賀　雅　彦　副　市　長　　佐々木　靖　司　市民福祉部長

　　市　村　祥　二　建設農林部長　　中　村　壽　志　建設農林部次長

　　沓　野　純　枝　市民課長　　西　村　兆　充　福祉課長

　　佐　伯　瑞　絵　子育て支援課長　　岩　﨑　敏　行　農林課長

8　会議の次第は次のとおりである。

午前９時30分開会

○委員長（末永義美君）　おはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会します。

議長、報告事項等ございましたらお願いします。

○議長（荒山光広君）　特にございません。よろしくお願いします。

○委員長（末永義美君）　さきの本会議において、本委員会に付託された市長提出議案13件について審査しますので、御協力をお願いします。

なお、各特別会計の令和８年度予算審議３件の審査については、会議規則第88条の規定により一括議題とし、各議案の説明後質疑を行います。その後、必要であれば市長の出席を求め総括質疑を行い、各議案の討論、採決を行うこととします。

また、執行部及び委員の皆様には、簡潔明瞭な説明と質疑に努めますようにお願い申し上げます。

それでは、早速、審査に入ります。

初めに、議案第５号令和７年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　それでは説明します。

補正予算書の１ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6,572万2,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明をします。

12ページ、13ページを御覧ください。

12ページ上段、１目出産育児一時金において250万円を追加しております。

これは、支給件数の増が見込まれることから追加するものであります。

その下、１目国民健康保険基金積立金において37万8,000円を追加しております。

これは、基金の利息額確定によるものであります。

続いて、その下、５目保険給付費等交付金償還金において520万5,000円を減額しております。

これは、事業費の精算によるものであります。

具体的には、令和６年度に令和７年２月診療分の保険給付費を概算で支出し、翌

年度に当たる本年度、精算による返還金を見込んでおりましたが、実績による精算では不足による追加となり、今年度での返還が不要となったことから減額するものであります。

次に、歳入について説明します。

８ページ、９ページを御覧ください。

８ページ上段、１目利子及び配当金において37万8,000円を追加しております。

これは、基金の利息額確定によるものであります。

その下、１目一般会計繰入金において109万5,000円を追加しております。

内訳は、保険基盤安定繰入金は事業費の確定によるもの、また、出産育児一時金等繰入金は出産育児一時金の追加に伴うものであります。

その下、１目国民健康保険基金繰入金において259万9,000円を追加しております。

これは、このたびの補正に伴い、財源調整をするものであります。

続いて、10ページ、11ページ、１目一般被保険者第三者納付金において194万8,000円を追加しております。

これは、第三者行為に係る求償に伴うものであります。

その下、３目雑入において834万7,000円を減額しております。

これは、令和６年度分保険給付費等交付金の精算に伴うものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　13ページの001の出産育児一時金のこの受取方法というか受付支払方法、給付金を受け取るにはどうするのでしょうか。申請するのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

出産育児一時金の受取方法ということだと思いますが、現在、被保険者の方が出産をされたときに、医療機関で現金を用意して医療機関の窓口で支払うという、なかなか経済的負担があるということで、一般的には、今被保険者の方と医療機関のほうで――病院のほうで契約をしていただいて、国保から医療機関のほうへ直接お支払いをするような状況になっております。

なかなか病院と契約をされないということでは難しいということであれば、医療機関で契約できる場合とできない場合があろうかと思いますけど、そういう場合は、一旦窓口でお支払いをいただいて、後で国のほうに申請をしていただくという方法になります。

また、産科補償制度に加入をされていらっしゃる場合は、その料金を含めて50万円になろうかと思いますけれども、その出産費用が50万円に満たない場合は、差額のほうは、国のほうから被保険者の方にお支払いしますので、それはまた申請をしていただくような形になります。

以上です。

○委員長（末永義美君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　ちょっと見ましたら、早産とか流産とかにもこれが対象だということなんですけれど、それの場合は申請だと思うんですけれど、この忘れていたとかこれに気がつかなかったとか、こういう制度を知らなかったとか、流産、早産の場合はですね、生まれたときは分かるんですけど、申請期限とかあるのでしょうか。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御質問にお答えします。

給付を受ける期間としては、２年間という期間が設けてございます。

○委員長（末永義美君）　よろしいですか。

○委員（三好睦子君）　ありがとうございます。

○委員長（末永義美君）　秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君）　11ページ、第三者納付金というのは、これは、事由は交通事故か何かですか。何件ですか、お尋ねいたします。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、補正を要求をしたものにつきましては１件、令和３年度の交通事故になります。

○委員長（末永義美君）　よろしいですか。ほかに、質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしのため、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第５号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号令和７年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　それでは説明します。

補正予算書の１ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,796万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,803万2,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

12ページ、13ページを御覧ください。

12ページ上段、１目推進委員会費において142万7,000円を減額しております。

これは、高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定に要する委託料について、落札減により減額するものであります。

その下、１目居宅介護サービス給付費において3,190万8,000円を減額、その下、１目特定入所者介護サービス費において2,501万2,000円を減額しております。

これらは、いずれも10月までのサービス実績及び11月以降の事業見込みによるものであります。

次に、14ページ、15ページ、１目介護給付費準備基金積立金において37万8,000円を追加しております。

これは、基金の利息額確定によるものであります。

続いて、歳入について説明します。

ページを戻っていただき、８ページ、９ページを御覧ください。

８ページ上段、１目第１号被保険者保険料において1,217万8,000円を減額してお

ります。

続いて、その下、１目介護給付費負担金において986万8,000円を減額、その下、１目調整交付金において375万9,000円を減額、その下、１目介護給付費交付金において1,536万8,000円を減額、その下、１目介護給付費負担金において863万2,000円を減額しております。

これらは、いずれも保険給付費の減額に伴い、それぞれの財源負担割合に基づき減額をするものであります。

次に、10ページ、11ページ、２段目の１目利子及び配当金において37万8,000円を追加しております。

これは、基金の利息の確定によるものであります。

次に、その下、１目介護給付費繰入金において711万5,000円を減額、また、５目その他一般会計繰入金において142万7,000円を減額しております。

これらは、このたびの総務費及び保険給付費の減額に伴い、市の負担すべき繰入額を減額するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　13ページですけども、介護サービスとか特定入所者介護サービス、これがトータルで約6,000万ぐらいの減額になってますよね。すごいある+意味でかなり大きい額の減額というか。

これは、やはりこのサービスを受ける方が当初計画よりもかなり減ってるっていうことなんでしょうか。

もし、そうであれば、それだけ皆さん、健康になったということなのか。今まで介護する人がかなりお亡くなりになったりして、トータルの数が減ってるのか、その辺どういう背景がありますかね。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御質問にお答えをします。

居宅介護サービス給付費と特定入所者介護サービスの給付費、こちらの減額が大きいものというところで御指摘をいただいて、その背景というものだというふうに思っておりますが、まず、居宅介護サービス給付費のほうは、在宅の方に対するサ

ービスというものが主になっております。

被保険者数全体も、令和６年度末に9,494人のところが今現在の被保険者数なんですが、減少していっているというところ、65歳になられる方よりも亡くなられる方のほうが上回っているというところで、減少しているという状況、それから、それに合わせて認定者数が減少しているので、介護サービス認定率というものは18.3%、18.4%維持してますので、被保険者数が減ってる割合と同じぐらいに、認定者数も減っているというところであります。

で、サービスの実績のほうを見ますと、施設入所というところの数の減少というよりも、やはり在宅の方の減少のほうが多いっていうところは、実際に見て取れるところでございます。

実際に、事業所の数といいますか、いろんな人材不足・経営不足というところで、事業所が少し統合っていう特例もあろうかと思いますので、そういう面からして、統合、廃業も含めてですが、そういう面からして、給付費は減ってきているという状況かなというふうに思っております。

それともう１つ、特定入所者介護サービス費のほうですが、こちらのほうは、補足給付といいまして、食事や居住費について、低所得者の方、非課税の方に、入所していらっしゃる方や短期入所の方に対して、基準の限度基準額よりも限度額を下げて、その差額分を市の保険のほうで払うというものになります。対象者数も減少しております。

その背景としましては、やはり６年度には年金の改定、プラス改定もあったというふうに思いますので、やはり全体の人数が少なくなっている。それと併せて、年金の収入が少し上がってるというところがあって、対象者数が減っているものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　特定入所者っていうのは、今の説明だといわゆる所得の低い方で、このサービスを受けざるを得ないような人とこういう理解でよろしいんでしょうか。

その特定入所者という、ちょっと定義を教えていただけますか。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御質問にお答えします。

先ほども少し触れましたけれども、施設入所だとか、施設に短期入所だとかそういう場合に、施設で食費や居住費というものがかかります。

その部分について、基準的な額を国が定めておりますので、それに――その基準額のお支払いが低所得者の方については難しい場合は、御本人の限度額を下げて、その差額を現行払うというものになりますので、低所得者の方、非課税の方で、あとは４段階ほどございますが、預貯金だとかそういうものによって段階の方にかわっているというような形になります。

以上です。

○委員長（末永義美君）　ほかに質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねします。

これは、国の責任の話ですけれど、介護報酬の減で介護リーダーが不足して、介護事業所が少なくなって――これが――介護事業所の減が――少なくなったことがこの利用のマイナスに――サービスができなかったということにつながると考えますけれど、この事業所は、以前も聞いたんですけれど、以前より今少なくなって、介護が受けにくくなってるような状態があるかと思うんですけれど、事業所の減とかいうのが分かりますか。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御質問にお答えをします。

市内の介護サービス事業所数というところで、令和３年度から令和７年度までででまとめておりますので、内容についてお答えしたいと思います。

在宅サービスとしましては、居宅介護支援といって、ケアマネさんがいらっしゃる施設だとか、訪問介護だとかそういうものがありますが、合わせまして、在宅サービスとして、令和３年度は45事業所あったところでございますが、令和７年度では35事業所に減っているという状況です。

先ほど、事業所の減によってサービスが受けられない、希望のサービスが受けられないというようなお話がありましたが、その事業所減によってサービスが受けられないというようなお話は、事業所からやケアマネさんからは、特にお話は届いてないというふうに思っております

以上です。

○委員長（末永義美君）　よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第１号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第８号令和７年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　それでは説明します。

補正予算書の１ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,403万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億2,253万7,000円とするものであります。

歳入から御説明いたします。

８ページ、９ページを御覧ください。

１目特別徴収保険料及び２目普通徴収保険料において、合計で4,127万1,000円を追加しております。

これは、12月までの実績及び今後の見込みによるものであります。

その下、２目保険基盤安定繰入金において723万3,000円を減額しております。

これは、事業費が確定したことによるものであります。

次に、歳出について説明します。

10ページ、11ページを御覧ください。

１目後期高齢者医療広域連合納付金において3,403万8,000円を追加しております。

内訳は、歳入で減額した保険基盤安定繰入金と追加をした後期高齢者医療保険料のそれぞれの増額となっております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第８号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君）　それでは説明します。

このたびの改正は、秋芳町別府にある名水児童遊園について、現在、地域の児童による利用がほとんどなく、弁天池への観光客のお子様連れが主に利用されていること、また、当該敷地内には秋芳名水特産品直売所があり、その設置条例において、この児童遊園の敷地を含めて交流の場と位置づけて一体的に管理運営している状況を踏まえ、児童厚生施設としての児童遊園を廃止し、今後は観光施設として一体的に管理していくために所要の改正を行うものです。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　それでは説明します。

このたびの改正は、節目の年齢を迎えられた高齢者の方々に支給しております敬老祝金について、支給年齢、支給金額の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、現行80歳に5,000円、88歳に１万円、100歳に５万円のところを80歳に支給なし、100歳を１万円に変更するものです。88歳については変更はありません。

改正の理由につきましては、高齢化率が46％を超え、さらに団塊の世代が支給年齢に到達していく中、支給金――祝金の支給金額は、財政へ大きく影響を与えております。また、現行の事業継続が困難な状況にあります。

現在の美祢市の支給水準は、県内トップクラスであり、見直しの必要性も生じております。

こうした中で、介護人材確保などの高齢者を支える施策事業への財源の確保も厳しい状況にあることから、支給水準を見直し、高齢者全体を支える体制を維持拡充する施策に予算の配分を変更したいと考えております。

なお、施行年月日は令和８年４月１日であります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　現在、令和８年で80歳の人口は何人でしょうか。

○委員長（末永義美君）　西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　御質問にお答えします。

来年度の対象者という数でお答えさせていただきますと、令和８年度の80歳の対象者数は381人でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　381人で5,000円を支給した場合は190万5,000円必要となるわけなんですけれど、これをなくす。

私は、以前一般質問をして、見直しをしたらどうかと言ったのがきっかけかと思って心苦しいところがあるんですけど、何も80歳をゼロにしてくれとは言っておりませんが、市長の答弁でも、私の質問があったから減額したなんて――見直したわけではないって言われましたけれど。

何か私的には、先ほども説明の中にありましたけど、財政が厳しいとか言われましたが、その厳しい中で影響が多いと、何もこの祝金が、財政が厳しい主な原因ではないと思います。

それで、マイナスの面ばかりではなくて、介護予算のほうにも回したいって言われましたけれど、80歳の方に祝金を１万円ぐらいにして、活動をしっかりとしていただければ元気な方が増えて、介護予防にも貢献するのではないかと言ったんですけれど、そういうことは加味されていなかったようなんですが、そこはどうなのでしょうか。考えられたんでしょうか。

○委員長（末永義美君）　西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　委員の御質問にお答えします。

美祢市の支給水準がトップクラスであったというお話をさせていただきましたが、その要因の１つが、他市では支給のない80歳に支給をしているところと、100歳に対する５万円というところであります。この部分を見直すことによって、支給水準を見直したものであります。

また、先ほども説明させていただきましたように、高齢者の年齢到達による一律の個別支給というよりかは、高齢者を支える施策に予算の配分を回したいという思いで、改正を提案しているものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君）　戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君）　先ほど、今三好委員からありましたように、減額とかその削

除とか、私はやはり美祢市全体を考えればやっぱり今後のためだと思ってますけど、今言われたように、高齢者を支えることで、今後考えていきたいということのお話がありましたけど、どのようなことを今後、当然今団塊の世代含めたら結構高齢者が増えてくると思いますけど、その辺りの施策について、お話をしていただくところだったらちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（末永義美君）　西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　御質問にお答えします。

令和７年度からですね、介護人材の確保ということで、力を入れておるところでございます。

令和８年度におきましては、新たに外国人の介護人材の確保でありますとか、介護支援専門員についての家賃補助でありますとか、訪問介護事業所の支援ということも実施をしておるところでございます。

これに限らずですね、高齢者を支える施策に力を注いでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君）　今、その対策が外国の支援員とか家賃補助とかいろんなことを今言われましたけど、私もちょっと前回12月ですかね、介護人材の不足が今後美祢市に出てくるということで一般質問させていただきましたけど、やはりその辺り、賃金が国の方向で決まるというところもありますんで、確かに外国人とかそういった家賃補助等がいいと思うんですけど、介護の方のヘルパーとかケアマネジャーとか、その辺りに対する補助とかを少しでも上げて、その部分をやっていくっていうお考えはないでしょうか。

○委員長（末永義美君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　ただいまの委員の御質問にお答えします。

委員御発言のとおり、介護報酬や医療報酬は公定価格ということで、国のほうで定められるものとなっています。

これに上乗せしたプラスアルファの給付というのは、慎重に行う必要がありますが、現時点では、サービス単価の上乗せという支援策は考えておりませんで、事業所の皆様とお話をしながら側面からの支援、あるいは事業所の皆様が活動しやすい

支援、そして、サービスが滞らないような支援というのを行政として考えさせていただいた結果が、今課長が申し上げたような支援策ということで今のところ考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　先ほどの説明の中で気になることがあるんですけれど、他市ではやってないからやめるよ。それって、美祢市のあれじゃないですか。他市がやってる――例えば学校給食でも、他市がやってるからやるっていうことはありませんでしたよ。

それから、国保の子どもの医療費でも出してるところがあるのに、美祢市は出してない。よそがやってからやるべき――やるのかって言えば、他市をまねしてどうのこうのっていうのは理由にして――理由にできるんですかね。

よい言葉はまねてもいいけれど、他市がやってないから祝金を削りますよって、他市はやってない、美祢市はトップだ、トップがなぜ悪いんですか。他市をまねして政策するというような考えなのでしょうか。市長に聞くべきかも分かりませんけれど、今回、この祝金についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君）　西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　委員の御質問にお答えします。

敬老祝金支給総額に係る大きくなる理由――要因の１つが、他市では支給のない80歳代に支給ということでありまして、他市が支給していないからやめるという意味ではございません。

あくまでも、支給金額全体が高額になってきており、予算のほうに影響があるということで見直しをしているものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君）　いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　反対意見を言います。

先ほどですけど、高額になる高額になるって言われました。高額になるっていっ

ても、令和８年度381人で、予算的には190万――ちょっと20万弱です。次の令和９年度は488人なんですけれど、もうこれで増えるか減るか分かりませんけれど、これにしても、5,000円出したとした場合でも、190万は5,000円の場合ですけど、令和８年381人で、5,000円の場合に――元のように5,000円にした場合は190万とそれから９年にしても約200万と、この190万から200万の財源を――財源があるとか財源がないとか言われますけれど、介護人材確保に向けるとか言われましたけど、これは別の予算で十分できると思います。削らなくてもできると。

財政的に大きな影響もあるって言われましたけれど、決して――高齢者が祝金を基に活動範囲を広げたり、決してマイナスではないと考えますので、この減額について反対いたします。

○委員長（末永義美君）　ほかに意見はありませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君）　この議案、賛成意見として言わせていただきます。

今、反対意見ありましたけど、私も先ほど質問させていただきまして、確かに敬老祝金っていうのは、確かにもらってうれしいものはうれしいと思うんですけど、やはり美祢市の少子高齢化、財源不足、いろんな自主財源が少なくなる中、やはりいろんな介護人材をやっていこうという中で、いろんな予算を集めながらいろんな介護、この祝金だけじゃなくて集めて、介護のことをやっていらっしゃると思います。

その中で、やはりこういったものを、やはり今後いろんな健康寿命を延ばすとかいろんなことありますけど、介護のほうに、今先ほど聞きましたように、外国人のほうやいろんなことを補助していくその辺りでの振替というか、その辺りやっていただくことで賛成としたいと思います。

○委員長（末永義美君）　ほかに意見はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　私も賛成の立場で意見を言わさせていただきます。

要は、額――この影響額ということが――どう言いますか、三好委員がおっしゃったみたいに、額そのものは大した額ではないと私も思うんですよ。

ただし、ポイントは、美祢市の例えばこういう高齢者支援ということの考え方が従来の祝金とかいうふうなものから、よりそれを支える制度のほうを重点的にやりたいという、ある意味この老人っていうか、高齢者介護に対する美祢市の考え方っていうかですね、ポリシーそのものがやはり変わってますよっていうことをしっか

り述べられた上で、従来のそういう祝金方式からもっとベースのほうにということを強調されればいいんじゃないかと、その考えはもう正しいと思いますし、ぜひそういう方向でアピールというかしていただければなというふうに思います。賛成です。

○委員長（末永義美君）　ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君）　挙手多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号美祢市手話言語条例の制定についてを議題とします。執行部より説明を求めます。西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　それでは説明いたします。

手話は、ろう者にとって大切な意思疎通手段でありますが、過去には、手話が言語として認められなかったことや使用できなかったという環境がありました。

平成18年の国際連合で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年の障害者基本法において、手話が言語であることが位置づけられ、全国的にも手話言語条例を制定する取組が進められてきたところであります。

また、令和７年には、手話に関する施策の推進に関する法律が施行され、手話に関する施策を総合的に推進することと国や地方公共団体の責務が明確にされたところであります。

一方、本市においては、言語としての手話への理解や市民が手話に触れる機会や手話を学べる場が十分とは言えない状況にあります。

こうした中で、手話言語条例を制定し、手話を使ってコミュニケーションを取る権利を保障するとともに、手話が言語であることへの理解促進、普及啓発等、手話を使用しやすい環境整備を進めるものです。

本条例及び条例に基づく施策を推進することにより、聞こえない聞こえにくい人が社会で平等に生活できるよう支援の輪を広げ、障害の有無にかかわらず、誰もが

安心して暮らせる地域共生社会の実現を図ってまいります。そういう目的で条例を制定しております。

施行年月日は令和８年４月１日でございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　趣旨はよく分かりました。

で、具体的に――何か具体的な対応というのは考えられておられますか。取りあえず、こういう条例を、国の方針とかに基づいて条例をつくりますというのはいいんですけども、つくって終わりというだけでは、それも１つのスタンスかもしれませんけれども、例えば７条にあるような、これを具体的に何か今もう考えられてるか。それとも今からぼちぼちやりますわと言われるんか、その辺どうでしょうか。

○委員長（末永義美君）　西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　委員の御質問にお答えします。

手話に関する理解の促進と手話を使用しやすい環境を整備していくというのが主目的でございます。

具体的なところで言いますと、例えば、現在市主催の式典での手話通訳については、現行では限られた形になっております。

理想的には、どの行事どの大会にも手話通訳でありますとか、要約筆記が当たり前という環境だと思っておりますが、その状態に少しでも近づけるように進めていきたいと考えております。

また、手話をもっと身近にしていく取組や手話通訳者、手話奉仕員の育成や支援、こういったことを行っていくことを考えております。

具体的なところで言いますと、先ほどの第７条に掲げられている施策に基づきまして、現在やっているところもありますし、これからやっていく内容もあると思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　ほかに。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君）　今説明されましたが、今回条例見るとろう者って書いてあるんですよね。ろう者が概算把握されておられるかどうかということと、周辺自治体

の動向を教えていただけますでしょうか。

○委員長（末永義美君）　西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　委員の御質問にお答えします。

ろう者につきましては、最重度の聴覚障害者という理解でおります。

美祢市で言いますと、聴覚障害３級以上の方で35名であります。

また、他市の状況をということでしたが、現在県内では、県及び８市が条例を制定しております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　それでは説明します。

このたびの改正は、令和６年６月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づく関係法令の改正により、令和８年度から子ども・子育て支援納付金が必要となることに伴い、この費用に充てるため、保険税の賦課基準を定めるものであります。

主な改正内容を説明いたします。

４ページ、新旧対照表、ページ右側の改正案を御覧ください。

第２条第１項課税額は、被保険――すみません。世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した額の合算額になります。この第１項に第４号を加え、子ど

も・子育て支援納付金課税額を規定しております。

次に、５ページの上から５行目、同条に第５項を加え、４ページの第１項第４号に規定した子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額と規定しております。

これは制度として、18歳未満の被保険者均等割額、具体的には、18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者に対する均等割額の全額を軽減し、その財源は18歳以上の被保険者に賦課する18歳以上被保険者均等割額により賄うこととされたためであります。

次に、６ページ、第９条の３では、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の条率を100分の0.28と規定し、次の第９条の４では、被保険者均等割額を被保険者１人について1,400円と規定し、次の第９条の５では、18歳以上被保険者均等割額を被保険者１人について50円と規定し、第９条の６では、世帯別平等割額を860円とそれぞれ規定をしております。

これらの賦課基準については、県が示した標準保険料率を基に設定をしております。

次に、その下、第23条の国民健康保険税の減額では、先ほど第９条の３から第９条の６までの賦課基準を基に、７ページの第１項第１号では、低所得世帯のうち、７割軽減世帯に対して減額する額をキからケまでに規定しております。

同じく８ページ、中ほどの第２号では、５割軽減世帯に対して減額する額をキからケまでに規定しております。

また、同じく９ページ、上から２段目の第３号では、２割軽減世帯に対して減額する額をキからケまでにそれぞれ規定をしております。

次に、10ページ、２行目では、第２項に第３号を加え、未就学児に対して減額する額を規定し、また、その下、第３項では第７号から第９まで――９号までを加え、出産した被保険者に対して、減額する額をそれぞれ規定をしております。

次に、その下、第４項を加え、世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者がある場合の納税義務者に対する子ども・子育て支援納付金課税額を規定をし、課税額は18歳未満、被保険者均等割額として算定する額からその相当額を減額して得た額等を規定し、全額を軽減することとしております。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　多分、この条例としての改正は、これで間違いはないと思うんですけれども、実際に御担当されとって、従来のやり方、それが今回変わった。じゃあ実際にどこがどう影響があってっていうふうなことっていうのは、具体的に、例えば例か何か検証されましたですか。というのが今の説明を聞いて、これを読んでもさっぱりどうなってるんだろうと分からないですよね。

だから、多分趣旨としては、子ども・子育て世代のところをできるだけ軽くして、その分をそれ以外で補おうじゃないかっていうことだろうと思うんですけど、ぜひ、何か具体的な例で、今までだったらこうなってるところが新しいこれだとこうなりますよっていうふうな、何かこうモデルケースみたいなのをつくっていただいて別途説明していただくと、こういうふうに変わるんだなっていうのが分かりやすいと思うんですよね。これは、あくまでも要望ですけれども。

とにかく、やっぱり何とかその何がどう変わってっていうのは誰にでも分かるというか、そういうふうなものをぜひ示していただければなと思います。これは要望です。

○委員長（末永義美君）　もし、御発言があれば。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御意見ですが、説明のほうが分かりにくく申し訳ございません。イメージをしていただきたいなというふうに思いまして、少しお話をさせていただければと思います。

今、国民健康保険の中で、賦課の種類として、医療分に係る部分と後期高齢者医療分に係る部分と介護保険納付金というか――にかかる部分と３つが大きく――大きな柱があると思います。それぞれに、所得割額とか均等割額だとか平等割額だとかっていうのが定められております。

この３つの今までの――３つの柱が医療分・後期高齢者医療分・介護分と３つの柱ともう１つ柱ができる。その柱がこの子育て支援納付金分ということになります。

で、ほかのものと同じように、子ども・子育て支援納付金分においても所得割額があって、均等割額があって、平等割額、世帯別平等割額があります。で、この子

ども・子育て支援納付金分だけ、18歳以上被保険者均等割額っていうのが新たに追加をされてます。

その追加されたものっていうものが18歳未満の人たちのものは、その部分――均等割の分は全部軽減しましょう、選択軽減しましょうというところのつくり――制度のつくりですので、その軽減した部分は、保険者のいる18歳以上の被保険者で賄いましょうというところになっているというのが大体のイメージでございます。

法律によって、どの保険者においても、この子ども・子育て支援納付金っていう部分が医療保険と併せて徴収するというような形になっておりますので、国民健康保険、本市の場合は、そのようなイメージで賦課をしていくというようなものでございます。

以上です。

○委員（藤井敏通君）　ありがとうございました。非常によくイメージは分かりました。

で、１件だけ確認なんですけど、そうなってくると、子ども・子育て保険っていう何か従来よりも１つ増えた、その分やはり我々納税者としてもその負担金が増えてるということですね。その額っていうのは分かりますか。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

賦課基準は、先ほど御説明したように、所得割額が0.28％、それから均等割額が年間1,400円、それから18歳以上被保険者均等割額は年間50円、それから平等割額が160円というふうになっておりますけれども、これまた次の新年度の予算の中でお示しをするようにはなりますけれども、全体として、子ども・子育て支援納付金の現年度課税分として1,107万6,000円ほど計上しております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　ほかにございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君）　今、言われましたとおり、それじゃあ予算総額は、美祢市全体1,000万強というところですか。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの委員の御質問にお答えをいたします。

保険税としては、今の子ども・子育て支援金分というのは今のお示しした金額で

ございます。

ただ、県のほうに納付する金額はまた別に定められておりますというか、通知を受けておりますので、その金額は、今の保険税で徴収を予定している額よりは高いものとなっております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君）　そうすると、1,000万円プラス市が負担して、県へ納付するというそういう制度なんですね。それプラス今度は国がまた出してくるでしょういね。それで、各配る――配付というこういうことなんですね。どうもよういまいち分からんもんでですね。

私は、国保のほうから、今度逆に国保がちょっと下がるからってそういうことじゃないですね。全体的に、全部社会保険料が上がってくるということですね。分かりました。

○委員長（末永義美君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　よろしいでしょうか。質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　この議案に反対いたします。

子ども・子育て支援っていうことは本当に大事だと思います。しかし、この費用を各医療保険、国保だけではなく全部の医療保険に課せられてくるわけなんですけど、この費用に充て――医療保険に充てる、国保に充てるということは筋違いじゃないかと思って――そして子育て支援の財源は、今国保のほうにかかってきてるわけですが、私たち庶民に求めること自体が間違いだと思っております。

ちょっとお尋ねしたかったんですけど、ちょっと詳しく聞いておりませんけれど、そういった子育て支援財源を私たち庶民に求めること自体が間違いということで、この議案に反対いたします。

○委員長（末永義美君）　ほかに意見はありませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君）　賛成の立場から言います。

これは、もう法律で決まっておりますから、今さら市町村がどうこうという筋の話じゃなくて、国会の話なんですよね、これは。これ、社会保険からも全部一律に

つながりますから、もう致し方ない状況ですね。

以上です。

○委員長（末永義美君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君）　挙手多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号美祢市建築協定条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君）　このたびの改正は、美祢都市計画区域及び秋芳都市計画区域が美祢都市計画区域に統合されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

本市では、合併時に、美祢都市計画区域と秋芳都市計画区域の２つの区域を設定していましたが、自然条件や経済条件など一体性を備えていることから、平成24年に県の都市計画審議会の審議を経て、２つの都市計画区域が統合されております。

それでは、議案書の２ページ、美祢市建築協定条例新旧対照表を御覧ください。

改正内容ですが、美祢市建築協定条例では、建築基準法に基づき、市内で建築協定を締結することができる区域を都市計画区域内としており、先ほど申し上げましたように、２つの区域が１つの区域に統合されたことから、第３条中の「及び秋芳都市計画区域」の字句を削るものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ただいまの時間より、10時50分まで暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時50分再開

○委員長（末永義美君）　休憩に続き、会議を開きます。

ここから各特別会計の令和８年度予算議案、議案第13号、議案第15号及び議案第16号の３件について一括審議とし、質疑を行います。

それでは、最初に、議案第13号令和８年度美祢市国民健康保険特別会計予算を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　それでは説明します。

議案の13ページを御覧ください。

令和８年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,469万1,000円と定めるものであります。

初めに、歳出から主な内容について説明をします。

380、381ページを御覧ください。

１款総務費では、１目一般管理費において、対前年度比1,307万8,000円減の5,934万4,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費であります。

減額の主な要因は、職員数の異動による人件費の減によるものであります。

次に、382ページ、一番下になります。

２款保険給付費では、一部、目の名称を整理をしております。

これは、退職者医療制度の廃止後、経過措置期間において、事務処理上、一般被保険者と退職被保険者を区別し表記しておりましたが、国からの通知を受け、この

たび整理をしております。

１目療養給付費では、20億3,089万7,000円を計上しております。

前年度は、384ページの上から３段下の一般被保険者療養給付費に当たります。

次に、一番上の２目療養費では883万6,000円を計上しております。

前年度は、３段下の一般被保険者療養費に当たります。

前年度との比較は、計の欄で952万5,000円の増となっております。

その下、１目高額療養費では３億3,130万3,000円を計上しております。

前年度は、２段下の一般被保険者高額療養費に当たります。

前年度との比較は、386ページの上段の計の欄で1,159万2,000円の減となっております。

続いて、388ページの中段、３款国民健康保険事業費納付金におきましても、目の名称を整理しております。

１目医療給付費分では、３億9,157万7,000円を計上しております。

前年度は、その下の一般被保険者医療給付費に当たり、対前年度比は4,431万7,000円の減となっております。

その下、１目後期高齢者支援金等分では１億3,213万9,000円を計上しております。

前年度は、その下、一般被保険者後期高齢者支援金等分にあたり、対前年度比は477万8,000円の減となっております。

続いて、390ページの中段、１目子ども・子育て支援納付金分として1,337万5,000円を計上しております。

これは、令和８年度からの子ども・子育て支援制度に伴い、新たに納付が始まる納付金であります。

これら、国民健康保険事業費納付金は県からの通知によるものであります。

次に、392ページ、１目特定健康診査等事業費では、対前年度比134万5,000円増の3,537万2,000円を計上しております。

令和８年度から、検診項目について、１日食塩摂取量検査を追加することとしております。

食塩の過剰摂取は、生活習慣病を引き起こす要因となることから健康管理に効果的であると考えられ、郡市医師会等にも御協力いただき調整ができましたので、独自項目として、新たに追加するものであります。

次に、394ページ、６款諸支出金におきましても目の名称を整理しております。

次に、396ページ中段、１目直営診療施設勘定繰出金では275万円を計上しております。

国民健康保険診療施設である市立美東病院に対して、国からの事業費の助成を受け、繰り出すための経費を計上しております。

続きまして、歳入の主な内容について説明をいたします。

372ページを配信します。

歳入におきましても、歳出同様、一部目の名称を整理しております。

１款国民健康保険税・１目国民健康保険税では、全体で、対前年度比1,131万円増の３億6,954万9,000円を計上しております。

令和８年度からの子ども・子育て支援金支援制度創設により、国民健康保険においても、新たに子ども・子育て支援の交付金を徴収するため、４節として、子ども・子育て支援交付金分を追加をしております。

保険税率は、先ほどの国民健康保険税条例の一部改正により定めるものであります。

また、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険税率等については改定をせず、据え置くこととしております。

次に、376ページ、６款繰入金・１目一般会計繰入金では、対前年度比1,876万4,000円減の２億2,961万8,000円を計上しております。

これは、職員数に係る職員給与費等繰入金の減が大きいものとなっております。

また、出産育児一時金に係る一般会計の繰入金については、令和８年度から出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みが全面的に導入されることに伴い、廃止となっております。

その下、１目国民健康保険基金繰入金では、対前年度比3,236万1,000円減の4,496万5,000円を計上しております。

これは、主に事業費納付金の減額によるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第15号令和８年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　それでは説明します。

25ページを御覧ください。

令和８年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,336万5,000円と定めるものであります。

令和８年度は、第９期介護保険事業計画の３年目、最終年度に当たります。

それでは、歳出から主な内容について説明をします。

442、443ページを配信いたします。

１款総務費・１目一般管理費では、対前年度比572万4,000円増の6,171万1,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費であります。

次に、446ページ、２款保険給付費、下から２段目、１目居宅介護サービス給付費では、対前年度比2,995万2,000円減の６億9,705万8,000円を計上しております。

次に、448ページ、３目地域密着型介護サービス給付費では、対前年度比1,086万1,000円減の６億3,402万6,000円を計上しております。

また、２段下、５目施設介護サービス給付費では、対前年度比384万8,000円減の11億2,052万円を計上しております。

次に、452ページ、１目介護予防サービス給付費では、対前年度比393万2,000円増の6,459万2,000円を計上しております。

また、その２段下、３目地域密着型介護予防サービス給付費では、対前年度比96万2,000円増の1,117万9,000円を計上しております。

これらの給付費につきましては、今年度の決算見込み及び介護報酬改定等を考慮し見込んでおります。

次に、456ページ、１目高額介護サービス費では、対前年度比538万6,000円増の6,198万5,000円を計上しております。

次に、458ページ、下から２段目、１目特定入所者介護サービス費では、対前年度比998万1,000円減の8,740万円を計上しております。

次に、460ページ、３款地域支援事業費では、１目介護予防・日常生活支援総合

事業費では、対前年度比94万9,000円増の6,197万円を計上しております。

次に、466ページ、２段目、３目認知症総合支援事業では、対前年度比38万5,000円増の1,341万7,000円を計上しております。

次に、468ページ、中段、新たに４款保健福祉事業費として964万9,000円を計上しております。

これは、介護人材の確保に苦慮している介護サービス事業者や令和６年の介護報酬で影響を受けた訪問介護事業所への支援事業に加え、認知症予防の取組の１つとして、高齢者の補聴器購入費用助成事業を実施する経費などを計上しておるところであります。

続きまして、歳入の主な内容について説明をいたします。

432ページ、433ページを配信いたします。

１款保険料・１目第１号被保険者保険料では、対前年度比446万8,000円減の６億1,870万1,000円を計上しております。

次に、２段下、３款国庫支出金・１目介護給付費負担金では、対前年度比71万7,000円減の４億9,772万2,000円、その下、１目調整交付金では、対前年度比745万3,000円減の１億8,631万9,000円を計上しております。

続いて、434ページ、中段の４款支払基金交付金・１目介護給付費交付金では、対前年度比1,170万5,000円減の７億6,088万4,000円、また、その下、５款県支出金・１目介護給付費負担金では、対前年度比680万5,000円減の４億1,828万2,000円をそれぞれ計上しております。

これらにつきましては、歳出の２款保険給付費の財源として、それぞれ法定割合分を算出したものであります。

歳出額の減に伴い減額というふうになっております。

また、歳出の３款地域支援事業費の財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金について、それぞれ法定割合分を計上しております。

次に、436ページ、下の段になりますが、７款繰入金・１項一般会計繰入金では、全体で、対前年度比810万3,000円増の４億8,485万1,000円を計上しております。

これは、介護給付費、地域支援事業費など各事業に対して、一般会計から繰り入れるべき額をそれぞれ計上しております。

次に、438ページ、上の段、１目介護給付費準備基金繰入金では964万9,000円を

計上しております。

これは、歳出の４款保健福祉事業費の財源として、基金から繰入れを行うものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　ちょっと何ページか――ちょっと今補聴器購入っていうのがありましたよね。51万でしたよね。これって――51万の内容をお尋ねします。

補助器購入事業の51万円は何人分か。１人何円かを……いくらでしょうか。

○委員長（末永義美君）　西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　委員の御質問にお答えします。

本事業につきましては、補聴器の購入に関する補助を１人当たり上限３万円で支給をするものです。

したがいまして、17名を見込んでおります。

以上です。

○委員長（末永義美君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　以前に、本会議のときに市長にお尋ねしたら、敬老祝金を減額する代わりに補聴器制度を入れるって言われました。それで、それを何で介護保険でやるのかなと。

介護保険は、私たちが払うものであって――何でもですけど、税金から出て――保険料からでしょうけど――とか税金からでしょうけど、補聴器が３万――補聴器が30万から50万するとネットで見ればあるんですけれど、それで、介護保険で補助金を出すっていうのはおかしくありませんか。

もう少し――３万じゃなくてもう少し人数が増えた――金額30万だから、３万ではなくてもう少し増やしてほしいとか、それから人数が増えた場合は、金額が当然上がるわけなんですけれど、その場合、それが介護保険に――保険料とかに反映されてくると思うので、そういうことは考えられなくて、ただ、介護保険で補聴器をしようと思われたんでしょうか、そこの考えをお尋ねします。

○委員長（末永義美君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、冒頭、市長が提案説明の折に、補聴器導入助成について触れられたと思います。

これは、敬老祝金の制度縮減もございますが、個人給付――これまで行ってきた個人給付から、先ほども御説明申しました社会全体で高齢者を支える仕組み、この支援に切り替えたいその１つには補聴器もあるということで、敬老祝金の縮小イコールが補聴器の支援補助の財源に回すとおっしゃったのではないというふうに私は認識しております。

その上で、なぜ介護保険制度から歳出するのかということですが、実はこの要望を兼ねてから、県の医師会のほうから高齢者難聴については、この先、認知症の進行との因果関係があると。で、早期にこの対応することによって、認知症の進行を遅らせたり、また、認知症等を招く生活の支援につながるという趣旨の御要望をいただいております。

したがいまして、介護保険事業の保健福祉事業というの令和８年度から創設しましたが、こちらにおいて、認知症の施策の一環として対応させていただくということで、こちらに計上させていただいたところであります。

以上です。

○委員長（末永義美君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　対応が認知症だけではなくて、いろんな社会全体に出てコミュニケーションを持つということも補聴器をかけるということであると思うんですけれど、それを社会全体で高齢者を支えるといえば介護保険でやることじゃあ――それは間違いじゃないんですか、どうでしょう。

社会全体で高齢者を支えるって言えば、介護保険のこの特会でやるのではなくほかの福祉のほうでやればいいと思います。ありましたよね。そのほうでやればいいと思うんです。

そして、私が考えるには、この補聴器を買う人が増えれば、当然介護保険の保険料が高くなると考えるの間違いですかね。高くなりませんか。

○委員長（末永義美君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　御質問にお答えします。

基金――失礼しました。４款保健福祉――歳出の４款保健福祉事業においては課長も説明しましたとおり、財源の一部を介護給付費準備基金のほうから取り崩して

使うことにしております。こちらの執行したからといって、保険料等が変わるものではない。

また、保険料は３年間のサービス量の見込み、それから高齢者人口の推移等を勘案して、各３年ごとに計画をつくって進めておる事業でございます。

今現在、第９期最終年度になりますが、保険料の増減には影響はないものと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　意見のとき言います。

○委員長（末永義美君）　分かりました。ほかにございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　先ほどの三好委員の言いたいことっていうか確認したいこと、多分こういうことじゃないかなというふうに思うし、私もぜひちょっと知りたいなというかあるんです。

例えば、介護保険だと当然どういう項目があって、そこに幾らの予算をつけるんだというそういう予算書っていうのは、もう形式も決まってると思うんですね。

で、例えば、介護保険の中というよりも三好委員が言ってる市独自として、こういうふうな例えば高齢者対策、援助対策とかをしたいなあということがあったとします。

それは、例えば、今までどこもやってないようなことかもしれませんけれども、その場合には、例えばこの介護保険のサービス項目に、市としてこういうことやりたいんだけどそれをやれるか――入れてもいいかとかいうふうなことは、適時あるいは３年計画ですので、３年の計画を立てるときに、例えば要望として出して、それが県下全部ですか、この介護保険の協会でいいよっていうことであれば、そこで、独自の項目ということで導入ができるものなのか。

あるいは、そういう新たなものっていうのは、さっき三好委員言われましたけど、これじゃなくて市独自の政策ということで、別途そういう市民福祉課なんかでやれということになるのか。

要は、市独自として、何か施策をやりたいんだけどそういうのは、例えば介護保険の中に、そういうことがいわゆる導入できるのかというか、そこをちょっと確認したいなと私も思います。

あるいはちょっと質問を変えると、支出の中で、美祢市独自運営のいわゆる項目があるかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（末永義美君）　沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　ただいまの御質問にお答えします。

基本的には、国が定めた細目といいますか、受けて運営することになります。

ただ、今回創設しました保健福祉事業、その部分っていうものは認められておるもので、今まで本市にはなかったんですが、介護保険の中で認められております。

で、その内容としましては、何項目かあるんですけれども、今の補聴器につきましては、介護予防、介護支援を支援状態になることを要望する事業として、そういうメニューを今の保健福祉事業として入れて構わないというか、入れることができるというふうになっておりますので、このたび追加をしたというものでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君）　藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　ちょっと確認なんですけど、じゃあその補聴器をこの保険制度の中に入れるっていうのは、美祢市独自のものというふうに考えてよろしいんですか。

○委員長（末永義美君）　西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君）　委員の御質問にお答えします。

補聴器購入事業については、県内では、４市が実施をしております。

そういった状況にございます。

○委員長（末永義美君）　藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　じゃあちょっともう１回聞きます。

多分、補聴器については、４市もやってるしということですね。じゃあほかでやってなくて、美祢市として、何かこれをやりたいんだっていうふうなことを要求して、それがちゃんと予算化っていうのはできるんですか。

○委員長（末永義美君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　藤井委員の御質問にお答えします。

美祢市独自のという御質問ですが、美祢市独自のって言われますのが今回、令和８年度介護保険事業会計特別予算の第４款に計上しました介護予防として、また、認知症を少しでも遅らせるための補聴器の助成、特にさらには介護人材の確保、事

業所支援、これは本市にとって急務であります。

これにつきましては、しっかり予算を充てて執行して取り組みたいということからも、４款保健福祉事業においては、美祢市独自というもので我々捉えております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　お聞きしたかったのが、どこにもなくて、じゃあ美祢市独自として、この介護保険の中でこういうふうなことをやりたいっていうふうに思ったら、それは、例えば上位団体かなんかへの申請許可というか――いう手続がいって初めてできるのか。

それとも、やはりもう何か枠があって、その範囲の中でやるんであれば独自で、美祢市で判断してできるのかっていうことをちょっと聞きたかったんですよね。

○委員長（末永義美君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　すみません、説明が不十分で。

国県等へ、例えば事業計画の認可であったり、申請の手続等必要なく、国が示された標準的な認められる事業の範囲内であれば保険者、つまり地方公共団体の意思で、議会で認めていただければ執行はできます。

以上です。

○委員長（末永義美君）　ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第16号令和８年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　それでは説明します。

議案の33ページを御覧ください。

令和８年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億8,499万1,000円と定めるものです。

予算編成においては、保険者である山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上しております。

初めに、歳出から主な内容について説明をします。

488ページ、489ページを配信いたします。

１款総務費・１目一般管理費では、対前年度比38万6,000円減の837万9,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費であります。

次に、下の段、２款後期高齢者医療広域連合納付金では、対前年度比9,888万8,000円増の６億7,284万9,000円を計上しております。

これは、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上をしております。

続きまして、歳入について、主な内容を御説明します。

484ページ、485ページに戻っていただきます。

１款後期高齢者医療保険料では、特別徴収と普通徴収を合わせて、計の欄、対前年度比7,965万7,000円増の４億9,520万9,000円を計上しております。

令和８年度は、保険料率の改定の年に当たります。

増額の理由としては、診療報酬のプラス改定、また子ども・子育て支援制度の施行により増額を見込むものであります。

一番下の段ですが、４款繰入金・１項一般会計繰入金では、計の欄、対前年度比2,023万2,000円増の１億8,593万3,000円を計上しております。

これは、歳出に計上している事務費及び保険基盤安定負担金に対し、一般会計から繰り入れるべき費用を計上するものであります。

増額の理由は、保険料率の改定により、軽減額の増減を見込むものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、各特別会計の令和８年度予算議案３件の説明、質疑が終了しました。

それでは、議案３件に関し、市長の出席を求め総括質疑を行うことについて、委員の皆さんの意見をお伺いします。三好委員。

○委員（三好睦子君）　市長にお尋ねしたいところもあるんですけれど、わざわざ呼んでも悪いしと思うんですけれども、先ほどの補聴器――これ介護――介護で、補聴器の補助金のことなんですけど、このままいけば介護保険から補助器の助成金が出るわけなんですけど、介護保険で補聴器出すべきではないと思うんですけれど、

そこの市長の考え方とかいうのをお届けすることはできるんですか、お呼びして。

○委員長（末永義美君）　それは、そういうテーブルがありますから、ぜひそういうならその１件だけでも。

ただし、今おっしゃったとおり、先ほどの内容――詳細なのは説明があったと思います。それで、納得いただけませんでしょうか。

○委員（三好睦子君）　それは、この前の一般会計でお尋ねしたいと思ったんですけれど、この補聴器の件は出てませんでしたから。

でも、市長は祝金の代わりに補聴器をって言われたのに、どこにあるのかなと思いながら時間がたってしまったんですけど、今回、介護保険で出てるんですけど、そういったことで、市長の御意見をお伺いたいと思うんですけれど。

○委員長（末永義美君）　ここで、暫時休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時56分再開

○委員長（末永義美君）　休憩前に続き、会議を再開いたします。

もう一度改めて申し上げます。

今までの各特別会計の令和８年度予算議案３件に関し市長の出席を求め、総括質疑を行うことについて、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　よろしいでしょうか。では、総括質疑を行わないということでよろしいですね。

では、これより、各議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第13号令和８年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　これにも反対いたします。

その理由としてですけれど、まず先ほどから問題になっておる――問題じゃなくて、新しくできた子ども・子育て支援事業の件ですけど、この事業については、別に反対ではありませんけれど、その財源を各医療――国保に求めてることについて、まず、国保が負担――負担が大きくなると、国保の加入者が本当にフリーランスとか農業とか自営業とか、年金とか本当に収入が少ない人たちです。本当負担が重く

なること――なるということ。

それから２番目としては、少子化対策と言いながら、子どもにかかる保険税は依然として、未就学児までは支援もあってゼロです――負担はありませんが、18歳まで――小１から18歳までは保険税がかかっております。これをなくするべきだと思います。

そして、国保税を安くすることと子どもの医療費なん――子どもにかかる保険ですけど、これらの財源というのは、それこそ基金が年度末残高見れば５億8,500万ありますから十分にこれらの負担を軽くすることはできると思うので、それがされていない予算なので反対いたします。

○委員長（末永義美君）　ほかに意見はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　ちょっとごくごく初歩的なことの確認を委員長にしたいんですけど、よろしいですか。

○委員長（末永義美君）　はい。

○委員（藤井敏通君）　討論のときに、賛成もしくは反対というか。で、反対っていうことについて言えばですね、全面反対っていうのと部分的にここの部分は反対、すなわちここの部分はこうしてほしいっていう、それがあって初めて成り立つと思うんですよね。

で、今までずっと私こういう委員会、あるいは本会議のときに気になってたのは、反対って言った場合に、部分的な反対であるならば、どこが反対でどうしたらいいっていうふうなことを言わないと反対にならないんじゃないかと思うんですけど、そこは、委員会運営上どういうふうに解釈されてるんかな、解釈すべきなのかな。

○委員長（末永義美君）　おっしゃるとおり、どこの部分がどのように結果が、それをもって反対して――反対するということは、最もよい形だと思います。

しかし、それを今の運営上で制約するとか、そこは、委員各位の判断にもよるんですけども、主立って、これは意見、これはよくないっていうのは難しく、ただ申し上げたとおり、詳細の部分、この項目、いろんな内容が細かいですよね、どの部分が反対。

そして、その次に今藤井委員がおっしゃった、だったらこうすべきだからというようなところまでは、言えればいいんですけど、そこまでは求めずして、どの部分にどう思いがあり、反対であるという意見をそこに附帯していただければより各委

員、また執行部も理解しやすいことになると思いますので、その辺はそうあるべきと私は考えます。

また、その他、もしお考えというか御指示があれば議長もいらっしゃいますので、私のほうもそれを確認したいところですので、私の今の所見では、お聞きした内容に対しては、今の御回答というかそれが一番適切じゃないかと今現在はそう思います。

ほかにももし御意見があれば。反対があったので、それを含めて賛成なのか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　いや、この案に対して、賛成、反対というんじゃなくて、すみませんね。前から気になってたその委員会なりでの反対っていうことに対して、委員長としては、どのような見解をお持ちかということをお聞きしたということでございました、すみません。

○委員長（末永義美君）　賛成ということでしょうか。

○委員（藤井敏通君）　はい。

○委員長（末永義美君）　分かりました。藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　もし、反対か賛成かということであれば、私はこの案に賛成をいたします。

理由は、正直この国民年金ですか、あるいは介護、あるいは高齢者というか、それは、基本的にはもう国の制度でございますので、市でどうこうというかなかなか難しいところもありますし、特に反対をして、こうしたいということもございませんので、原案どおりでよろしいかなと私は思ってます。

○委員長（末永義美君）　分かりました。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　それでは、意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君）　挙手多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号令和８年度美祢市介護保険事業特別会計予算の討論を行

います。意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　この特会の中で、先ほどから議論になりましたが補聴器助成制度、これについて――補聴器助成制度そのものには賛成です。むしろ、この３万円ではなくて増額をしていただきたいと。そして――と思います。

それが介護の特会の中に入ってるので、この補聴器の助成制度のことについては、民生費の中とかあるいは衛生費、この中で予算を取るべきではないかと思います。この介護保険で取れば、補聴器が本当に助成金を求めれば影響しないと言われましたけど、介護保険料にはね返ってくると私は思います。

基金残高があるからとか、取り崩せばいいとか言われましたけど、原点はそういうものでは――この意味から言えば、補聴器のこの助成制度は介護保険でやるべきではないと考えます。そういった面で反対です。

○委員長（末永義美君）　三好委員、先ほど説明があったんですけども、介護保険税からではなく、介護保険のサービスの一環としてということに御理解はどうしてもいただけず、まとめて反対と。三好委員。

○委員（三好睦子君）　特会――この介護保険の――特会の審議ですから間違ってはいませんよ。

この補聴器の制度についてはもちろん賛成ですよ、むしろ増額してほしいと。たくさんの方は――されれば３万で少ないからやめようか、今からもう何年使えるか分からない、30万――30万するものを３万円で、今――30万で27万で、何年生きるか分からないから補聴器やめようかっていうような考えになって、利用されないかも分からない。

今、利用頻度を見てからって言われたけど、本当に必要な人がこの制度が受けれるかどうかも分からないし、だからこの特会でやるのではなくて、先ほどからくどいんですけど、この一般会計の民生費とか衛生費とかでやるべきではないかと意見を述べて反対いたします。

○委員長（末永義美君）　もう一度確認します。

○議長（荒山光広君）　委員長、意見じゃから意見だけを……。

○委員長（末永義美君）　分かりました。ほかに意見はございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君）　今の介護保険について、賛成の立場で意見を言わせていただきます。

先ほど、委員の名前は言いませんけど、ほかの特会じゃなくてというふうに言われましたので。やはりいろんなお話を聞いてましたら、今の美祢市は後期高齢者が増えてきて、認知症いろんなことの要望もしていかないと、介護ヘルパーの問題とかいろんな施設の問題もあります。

そうした中で、医師会のほうから認知症を予防するということの対策として、補聴器がどうかということのお話がありました。

金額的には別ですけど、今までこういった施策をやってない中をやっていくということであれば、ぜひその辺り介護予防ということで、介護保険の中とか特会の中から、基金のほうから出していただくということで、当然、今後この基金の取崩しもありますけど、やはりそういう問題じゃなくて、やっぱり美祢市の高齢者のための認知予防ということも含めた中でやっていくことは非常にいいことだと思いますんで、これで賛成したいと思います。

○委員長（末永義美君）　ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　それでは、意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君）　挙手多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和８年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　この議案に反対いたします。

この制度が75歳以上の高齢者を他の保険制度から外して、75歳以上の人口が増えれば増えるほど医療費が増えると、その医療が増えた分、保険料に跳ね返る仕組みになっています。

さらに、この子ども――出産育児一時金の拡充の財源もこれに入っていると、ちょっと勉強したんですけれど入っていました。

それと、先ほどから子ども・子育ての財源もこれ――医療費もこの後期高齢から取られています。こういったことは、世間――世代間の問題を図るもので賛成でき

ません。

さらに、本当にフリーターでは、農業、自営業、年金受給本当に少なくて働きにも行けないと、そういった方々に負担が重くのしかかるので、この議案に反対いたします。

○委員長（末永義美君）　ほかに意見はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君）　私は賛成いたします。

これは各世代で、若い人は国保から出す、75歳以上の方は後期高齢者から出す、で、会社勤めの人は社会保険から出すと、そういうそれぞれの方面から同じように徴収するということで、私はこの制度で、国がつくられた制度ですけど実際問題ないと思いますし、賛成です。

○委員長（末永義美君）　ほかに意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君）　挙手多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号美祢市特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてを議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君）　それでは説明します。

現在、市が処理する事務のうち、戸籍事務及び住民基本台帳事務等に係る証明書の交付請求の受付及び証明書の引渡事務を取り扱わせるものとして、大嶺郵便局及び山崎郵便局を指定しております。

このたび、指定の取消しについて、日本郵便株式会社との協議が整いましたことから、地方自治体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第３条第５号において準用する同条の第３項の規定により、市議会の議決を求めておるものであります。

経緯について、簡単に御説明いたします。

サービスの開始は、平成13年12月、地方公共団体の特定の事務の郵政官舎におけ

る取扱いに関する法律が施行され、平成16年３月、合併前の旧美祢市において議会の議決をいただき、同年６月からサービスを開始をしております。

開始当時の利用件数としては、郵便局の合計で、年間170件を超える利用があったものであります。

近年の利用件数は、２局合計で、年間51件程度とサービス開始当時と比較し３割程度に減少しております。

一方、郵便局に設置しております複合機の賃借料、通信環境に必要な経費のほか郵便局への委託経費など、運営経費が上昇をしておる状況であります。

このようなことから利用額に対する利用状況、サービスを利用した場合の代替サービス等を検討して――検討した結果、経費に対し継続が効果的な事業との判断が難しいこと、また代替サービスとして、これらの証明書については、マイナンバーカードを使い、コンビニエンスストアなどの端末機で入手が可能であるというところから、サービスを終了するという判断に至ったところであります。

また、この移行を日本郵便株式会社にお伝えし、このたび協議が整ったところであります。

つきましては、サービスを終了するため、指定を取り消すことについて、関係法令の規定に基づき、市議会に御審議をいただくものであります。

なお、３か月程度の周知期間を設け、令和８年６月末日でのサービス終了を予定を考えておりますので、指定を取り消す日を令和７年７月１日としております。

説明は以上です。

すみません、訂正します。令和８年７月１日としております。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。執行部より説明を求めます。岩﨑農林課長。

○農林課長（岩﨑敏行君）　それでは御説明いたします。

現在、農産物加工施設は、山口県農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、令和８年３月31日をもって、指定期間が満了となります。

そのうち、農産物加工センターについては、新たな指定管理者を選定するにあたり、指定管理者候補者選定審査会において、候補者の選定方法については、非公募にすることや指定期間を３年間とすること等が決定され、当施設の設置目的を達成するための運営が期待できることから、本審査会での審査を経て、山口県農業協同組合を候補者として選定したところです。

つきましては、指定期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間、山口県農業協同組合を指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君）　説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議において、本委員会に付託された議案13件の審査を終了しました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項について何かありましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　ないようでしたら、本日はこれにて閉会します。お疲れさまでした。

午後０時02分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和８年３月11日

教育民生委員長